



島根県報

平成27年11月24日（火）

第2,754号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

一の敷地とみなすこと等の認定の取消し

（建 築 住 宅 課） 2

【公 告】

土地立入りの許可

（用 地 対 策 課） 2

告 示

島根県告示第762号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の5第2項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定による認定を取り消したので、法第86条の5第4項の規定により告示する。

平成27年11月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 対象区域
益田市高津三丁目イ2518番14
- 2 認定の取消しを行った認定の年月日及び番号
昭和57年6月28日 第4号
- 3 認定の取消しの年月日及び番号
平成27年11月24日 第1号

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定により、土地立入の許可をしたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成27年11月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 起業者の名称
中国電力株式会社
- 2 事業の種類
特別高圧送電線路 知井宮連絡線新設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
出雲市佐田町須佐地内
出雲市佐田町反邊地内
出雲市佐田町大呂地内
出雲市佐田町原田地内
雲南市掛合町波多地内
- 4 立ち入ろうとする期間
平成27年12月1日から平成28年3月25日まで